

# 訪問看護事業所概要

## 1.事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所		
事業所の名称	三股町訪問看護ステーションなごみ		
事業所の所在地	〒889-1901 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山 3384-2		
事業所の連絡先	電話番号	0986-52-7133	
	F A X 番号	0986-36-7134	
	ホームページ	<a href="http://www.mimata-syakyou.or.jp/">http://www.mimata-syakyou.or.jp/</a>	
介護保険事業所番号	4561790140		
事業の目的	社会福祉協議会は医療保険、介護保険に基づき訪問看護事業を行うため主治医の指示に基づき、医療者の家庭における療養生活に必要な看護および指導や、他の保険、医療機関又は福祉サービスとの連携を密に図りながら支援を行う。		
管理者氏名	出水 洋子		
事業の開始年月日	平成 10 年 6 月 23 日		
指定の更新年月日	令和 1 年 12 月 16 日		
生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関(生活保護の介護扶助を行う機関)の指定			あり

## 2.事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	三股町・都城市
営業日	毎週月曜日から金曜日 ※土・日・祝(12/29~1/3)除く
サービス提供時間	8 時 15 分から 17 時 00 分 ※営業日以外でも相談に応じます。
営業時間外の対応	24 時間の電話相談の対応あり 急な病状の変化があった場合の訪問看護の対応状況

## 3.職員の体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者兼従事者	看護師	1 名		1 名
従事者	看護師	2 名	4 名	6 名
従業者(看護補助者)	介護福祉士	1 名		1 名

## 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### ① サービスの内容

訪問看護にあたっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、看護師等が利用者の家庭を訪問し、次のサービスを提供します。

- 療養上の世話：食事(栄養)の管理・援助、排泄の管理・援助、身体の清潔の援助。
- 診療の補助、褥瘡の処置、カテーテルの管理、点滴などの医療処置
- リハビリテーションに関すること
- 家族支援に関すること、家族への療養上の指導・相談
- 緊急対応

### ② 利用料金

国が定めた診療報酬に従い徴収いたします。

各種医療公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料金が減額又は免除されます。

医療保険証による訪問看護の場合は、一部負担割合により1割・2割・3割と異なります。

その他の加算については別途説明いたします。

## 5. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	管理者 出水洋子 電話番号 0986-52-7133
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8時15分～17時00分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

三股町役場 高齢者支援課	所在地 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1号 電話番号 0986-52-9062
宮崎県国民健康保険団体 連合会 苦情相談窓口	所在地 宮崎市下原町231番地1号 電話番号 0985-35-5301
宮崎県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 宮崎市原町2番22号 電話番号 0985-60-0822

## 6.介護報酬加算の状況

### ①〈介護保険〉〈介護予防〉

緊急時訪問看護加算	月 1 回 600 単位
特別管理加算	月 1 回 500 単位 月 1 回 250 単位
退院時共同指導加算	初回時 600 単位
初回加算	(1) 初回時 350 単位 (2) 初回時 300 単位
ターミナルケア加算(介護保険のみ算定可)	2,500 単位
口腔連携強化加算	1 回につき 50 単位
長時間訪問看護加算	1 回につき 300 単位
複数名訪問看護加算	(I) 1 回につき所要時間 30 分未満 254 単位 1 回につき所要時間 30 分以上 402 単位 (II) 1 回につき所要時間 30 分未満 201 単位 1 回につき所要時間 30 分以上 317 単位

### ②〈医療保険〉

早朝加算	2,100 円
夜間加算	2,100 円
深夜加算	4,200 円
特別管理加算	月 1 回 5,000 円 (重症度、処置の難易度の高い方) 月 1 回 2,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	月 1 回 25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	月 1 回 10,000 円
退院時共同指導加算	8,000 円 + 特別管理指導加算(特別管理加算の対象に退院時共同指導を行ったとき)2,000 円
退院支援指導加算	6,000 円または 8,400 円 (長時間の指導を行ったとき)
在宅患者連携指導加算	月 1 回 3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス	1 回 2,000 円(月 2 回に限り)
訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回 50 円
訪問看護ベースアップ評価料	月 1 回 780 円

※利用者の同意を得て、オンライン資格確認等システムにより得られる診療情報を取得、活用して訪問看護の指導、実施を計画的に管理して行っています。